

## 仕様書

### 1 件名

富士山火山防災対策共創事業業務

### 2 業務の目的

令和5年6月、活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月の法施行により国に設置される火山調査研究推進本部の下、火山に関する観測、調査、研究が一元的に推進されるとともに、地方自治体においては、情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することや専門家の育成や確保に努める等が求められている。

また、本県でも、令和5年3月、富士山火山避難基本計画を策定したが、住民及びインバウンド需要の回復に伴い増加した登山者・観光客を対象として、富士山が噴火した際に「短時間で多くの人々を安全かつ確実に避難させる必要」があることから、富士山火山防災対策の更なる充実・強化が求められている。

しかし、火山防災対策の充実・強化にあたって必要不可欠となる、火山防災対策に資する製品やシステム等の開発については、火山研究機関である富士山科学研究所「官」（県、市町村等）や火山についての基礎研究を行う「学」（研究所、大学等）などの公的機関だけでは対応できない。その解決には「民」（産業界）の力が必要であるが、発生頻度の低い火山災害に関する知見が産業界では十分でない。

これを踏まえ、本県の充実した火山研究の知見を活用して火山防災に取り組もうとする企業を支援・育成して産業化し、タイアップして防災力の向上に繋げていくことを目的とする。

### 3 富士山火山防災対策に関する課題

火山噴火現象は実に多様であり、また発生頻度が低いこともあり、基礎的な知識に乏しい一般市民を適切に避難させる上でのハードルが多い。加えて富士山は火口の出現が想定される範囲が広域に渡り、前兆から時間をおかずに噴火に至ることも十分想定されるタイプの火山であるため、住民や外国人を含む観光客の逃げ遅れを無くす上で困難な課題を多数包有する。本業務では、以下に例挙されるような課題を解決するアイデアを募るコンテストを実施する。

- ・噴火が迫った緊急時の観光客・住民への情報発信
- ・適切な避難に資する火山防災教育や知識の普及啓発

・適切な情報を出すための火山観測の充実と情報の即時的発信  
その他、山梨県が作成した必要な資料については、求めがあれば契約締結後に貸与する。

#### 4 実施内容

##### (1) プランニングコンテストの実施

###### ○コンテストの開催・運営

- ・コンテストの準備、当日の運営を実施。
- ・コンテストの開催時期は令和6年5月中旬頃。
- ・コンテストにおける審査委員及び審査基準は発注者が決定する。
- ・採択事業者数は最大で5者とする。
- ・採択事業者には県から1者当たり最大100万円の補助金を交付する。

###### ○コンテスト開催に係る周知活動

- ・県内外の多くの事業者の目に留まるような周知活動を実施。
- ・参加事業者の募集・受付

##### (2) 採択事業者の取組実施状況に係る報告会の実施

###### ○報告会の開催・運営

- ・報告会の開催時期は令和7年3月上旬頃。

#### 5 実施状況報告書の作成

前記4に示す業務について結果を取りまとめ、写真を用いた分かりやすい表現方法により実施状況報告書を作成すること。なお、記載内容については、発注者と協議すること。

#### 6 打ち合わせ及び記録

- (1) 各業務の実施に当たっては、発注者と十分な打ち合わせ、連絡調整を図るとともに、関係機関及び関係者等とも協力すること。
- (2) 受注者は、各業務の進捗状況に応じて、発注者へ適宜報告を行い、十分な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受注者は、担当者が必要に応じて、進捗状況等の報告を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 受注者は、担当者と打ち合わせを行った際、その内容について受注者が書面(打ち合わせ記録)を作成し、相互に確認することとする。ただし、軽微な連絡調整等発注者が作成の必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (5) 打ち合わせは、着手時、コンテスト前、報告会前等、4回程度を想定する。
- (6) 打ち合わせの実施方法（山梨県富士山科学研究所における対面またはweb会議）については、その内容に応じ、都度、発注者と協議の上、決定するものとする。

## 7 成果物

- 実施状況報告書電子データ（前記5に示すもの。）  
※CD-R等により納品すること。

## 8 納品期限及び納品場所

すべての成果物を契約期間の終了日までに次の場所に納品すること。

納品場所：山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-1

山梨県環境・エネルギー部富士山科学研究所 総務・企画課

## 9 業務スケジュール（目安）

令和6年	4月	プランニングコンテスト周知活動
	5月中旬頃	プランニングコンテスト
令和7年	3月上旬頃	採択事業者の取組実施状況に係る報告会
	3月末日まで	成果物の提出

## 10 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 11 受注者の責務等

- (1) 本業務は、公募型プロポーザルの手続を経て契約するものであり、受注者は、本仕様書及び提案書に記載した内容について、確実に履行しなければならない。
- (2) 受注者は、契約後速やかに責任者を選任し、発注者へ届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任しなければならない。
- (3) 受注者は、契約後速やかに本契約の全作業に係る工程表及び実施計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (4) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を発注者へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。

- (5) 受注者は、業務の過程において発注者から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施するものとする。
- (6) 受注者は、定期的に発注者等と打ち合わせを行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 受注者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝または営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。
- (8) 受注者は、成果物として提出した電子データが正しく読むことができないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修しなければならない。
- (9) 受注者は、本業務に関して発注者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた成果物等に関する情報について、本業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。
- (10) 受注者の責務に起因する情報漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受注者が負担するものとする。
- (11) 受注者は、この項目について、前記 10 の契約期間の終了後においても同様のものとする。
- (12) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、原則として発注者に帰属するものとする。
- (13) 受注者は、本業務を履行するに当たり、発注者との連絡を密にすることとし、疑義が生じた場合には、発注者と協議し、解決を図るものとする。また、本仕様書に記載のない細部の事項は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (14) 受注者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、発注者と協議の上、その指示に従うこと。